

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

三重国民年金 事案 760

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月及び同年10月
② 昭和38年2月から39年3月まで
③ 昭和39年8月から40年3月まで
④ 昭和53年9月から54年3月まで
⑤ 昭和55年4月から57年7月まで
⑥ 昭和59年4月から60年3月まで
⑦ 平成6年4月から9年2月まで

申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、隣組で集金が行われており、月200円をまとめて集金されていたので中途半端な未納は無い。申立期間④については、昭和53年9月にA市B区に転居し、娘の障害者手帳の交付を受けた時期であったので、保険料はB区役所で納付した記憶がある。申立期間⑤については、55年4月ごろ、C市に家を買って引っ越した。金には困っていなかったため、保険料を払わなかったはずがない。申立期間⑥については、その前後は免除期間になっているにもかかわらず、途中で1年間だけ免除手続が中断されているのは理解できない。申立期間⑦については、平成5年3月にD市へ引っ越しているため、それ以降は同市で免除申請をしてきた。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、2か月と短期間である上、申立期間①前の期間の国民年金保険料は現年度納付されていること、申立人の前妻は申立期間①の保険料を納付済みであること等を勘案すると、あえて申立期間①のみ納付しなかったとは考え難い。

2 申立期間②、③、④及び⑤について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間②及び③については、その前後の厚生年金保険の加入期間は平成 14 年 6 月に追加されたものであり、戸籍の附票によると、当時、申立人は E 市（現在は、F 市）に住所があるが、F 市の申立人の国民年金被保険者名簿では、当該厚生年金保険の加入期間を含め、申立期間については未納となっている上、同名簿の備考欄に「不在被保険者 確認 38. 12. 27 判明 44. 5. 1」及び「住変報告 44 年 5 月 1 日処理済」の記載が有るほか、申立人も当時は G 市（現在は、F 市）に転居していたこともあると供述していることから、申立期間②及び③当時、申立人の所在が不明となり、国民年金保険料の徴収が行われなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、G 市に転居した際、同市において国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付を行っていたと主張しているが、上記のとおり、当時、申立人は同市に住民登録をしていないことから、同市において国民年金の加入手続及び保険料納付を行うことはできない。

加えて、申立期間④については、申立人には、昭和 36 年 3 月に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が、54 年 7 月に当時居住していた A 市において申立人の後妻と連番で払い出されており、申立人及びその後妻と共に 53 年 9 月まで遡及^{そきゅう}して国民年金の被保険者資格を取得している。申立人は、申立期間④について同市の区役所において国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間④の国民年金保険料は過年度納付により納付することは可能であるものの、同市では、当時、区役所の窓口及び区役所内の金融機関においても過年度納付を取り扱っていなかったとしていることから、申立人の供述に不合理な点がみられる。

その上、申立人及びその後妻の納付状況から判断して、申立人とその後妻は、当時保険料を一緒に納付していたと考えられるが、申立期間④及び⑤については、申立人の後妻も未納となっている。

このほか、申立期間②、③、④及び⑤について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 申立期間⑥及び⑦について、申立人が国民年金保険料を免除申請したことを示す関連資料は無い。

また、申立期間⑥及び⑦について、申立人は免除申請をしたと主張しているが、社会保険庁の記録及び当時申立人が居住していた市の記録共に、申立期間⑥及び⑦は未納となっている上、その前後の期間の免除申請手続に係る申請日及び処理日共に不自然な点は無いか、申立期間⑥については、申立人は昭和 60 年 3 月に C 市から A 市に転居しており、申立期間⑥後の同年 4 月からの免除申請は A 市において行われていることから、申立期

間⑥前後の期間が申請免除期間であることをもって申立期間⑥も免除申請が行われたとは言い難い。

さらに、申立人及びその後妻の納付期間及び申請免除期間が同一であることから、申立人とその後妻は、当時保険料を一緒に納付していたと考えられるが、申立期間⑥及び⑦については、申立人の後妻も未納となっている。

このほか、申立期間⑥及び⑦について、国民年金保険料を免除申請していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年9月及び同年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 761

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年2月から62年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月から62年2月まで

私が20歳になった昭和61年*月に、母親が私の代わりに市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、母親が銀行で3か月ごとに納付していたので、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は13月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとするその母親についても、国民年金に加入した昭和37年1月以降、保険料をすべて納付している上、約18年にわたり付加保険料も納付しているなど、申立人の母親の納付意識は高かったものと思われる。

さらに、申立人の国民年金加入手続を行った経緯や国民年金保険料の納付場所等についての申立人の母親の説明は、具体的で不自然さは無く、申立人の兄については当時学生であり、国民年金には任意加入対象であったことから加入しなかったとの供述は実際の制度と一致していること等から、申立内容は信憑性が高いと考えられる。

加えて、申立期間の大部分において、申立人の同居家族の中で申立人以外に国民年金に加入している者はいないことから、申立人の保険料納付と申立人以外の保険料納付とを錯誤することは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 673

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和19年10月1日、喪失日は20年9月4日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月4日まで

私は昭和18年4月に国民学校を卒業してA社に入社したが、戦争が激しくなってきた20年2月ごろにB市に疎開していた母親が空襲で亡くなったため、会社に退職の手続を取らないままB市に来てそのまま戻らなかった。当時の同僚は厚生年金を受給していると聞いており、自分の記録が無いのは納得が行かないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票及びA社から戦後に提出された厚生年金保険被保険者資格取得届により、申立人は昭和19年6月1日に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の制度上、女性が加入できたのは昭和19年10月1日以降である上、上記索引票により同年6月1日に資格取得となっている女性の同僚についても、社会保険庁の記録ではすべて同年10月1日の加入となっている。

また、申立人は昭和20年2月ごろにA社に退職の手続を取らないまま疎開したと供述しているが、同社から社会保険事務所に提出された上記資格取得届には申立人の資格喪失日は同年9月4日と記載されている上、当該資格取得届に記載されている申立人と同日の資格喪失日となっている他の被保険者

については、社会保険庁の記録によると、当該資格取得届に記載されている資格喪失日と同日の同年9月4日であることから、申立人の資格喪失日についても同年9月4日とするのが妥当である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間についてA社において勤務しており、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日は、それぞれ昭和19年10月1日及び20年9月4日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額の記録を8万円に、申立期間②の標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 60 年 5 月 13 日から同年 10 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、申立期間①の標準報酬月額が6万4,000円、申立期間②の標準報酬月額が20万円となっているが、厚生年金基金加入員台帳の記録と相違しているため、申立期間①及び②の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は6万4,000円、申立期間②に係る標準報酬月額は20万円となっている。

しかし、A厚生年金基金が保管している申立人の厚生年金基金加入員台帳によると、申立期間①に係る標準報酬月額は8万円、申立期間②に係る標準報酬月額は22万円となっていることが確認できる。

また、当該厚生年金基金は、申立期間当時も厚生年金保険と同厚生年金基金への届出書は複写式の様式を使用していたとしている。

さらに、当該厚生年金基金の記録が訂正された形跡も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額の記録を8万円に、申立期間②に係る標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額の記録を7万2,000円に、申立期間②の標準報酬月額の記録を12万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月1日から同年9月1日まで
② 昭和50年10月1日から51年9月1日まで

社会保険庁の記録では、申立期間①の標準報酬月額が6万円、申立期間②の標準報酬月額が11万8,000円となっているが、厚生年金基金加入員台帳の記録と相違しているため、申立期間①及び②の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は6万円、申立期間②に係る標準報酬月額は11万8,000円となっている。

しかし、A厚生年金基金が保管している申立人の厚生年金基金加入員台帳によると、申立期間①に係る標準報酬月額は7万2,000円、申立期間②に係る標準報酬月額は12万6,000円となっていることが確認できる。

また、当該厚生年金基金は、申立期間当時も厚生年金保険と同厚生年金基金への届出書は複写式の様式を使用していたとしている。

さらに、当該厚生年金基金の記録が訂正された形跡も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額の記録を7万2,000円に、申立期間②に係る標準報酬月額の記録を12万6,000円に訂正することが妥当である。

三重厚生年金 事案 676

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を8万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が6万8,000円となっているが、厚生年金基金加入員台帳の記録と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は6万8,000円となっている。

しかし、A厚生年金基金が保管している申立人の厚生年金基金加入員台帳によると、申立期間に係る標準報酬月額は8万6,000円となっていることが確認できる。

また、当該厚生年金基金は、申立期間当ても厚生年金保険と同厚生年金基金への届出書は複写式の様式を使用していたとしている。

さらに、当該厚生年金基金の記録が訂正された形跡も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を8万6,000円に訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額の記録を9万2,000円に、申立期間②の標準報酬月額の記録を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月1日から同年9月1日まで
② 平成2年8月1日から3年10月1日まで

社会保険庁の記録では、申立期間①の標準報酬月額が7万2,000円、申立期間②の標準報酬月額が30万円となっているが、厚生年金基金加入員台帳の記録と相違しているため、申立期間①及び②の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は7万2,000円、申立期間②に係る標準報酬月額は30万円となっている。

しかし、A厚生年金基金が保管している申立人の厚生年金基金加入員台帳によると、申立期間①に係る標準報酬月額は9万2,000円、申立期間②に係る標準報酬月額は38万円となっていることが確認できる。

また、当該厚生年金基金は、申立期間当時から厚生年金保険と同厚生年金基金への届出書は複写式の様式を使用していたとしている。

さらに、当該厚生年金基金の記録が訂正された形跡も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額の記録を9万2,000円に、申立期間②に係る標準報酬月額の記録38万円に訂正することが妥当である。

三重厚生年金 事案 678

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を6万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月1日から同年9月1日まで
社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が5万2,000円となっているが、厚生年金基金加入員台帳の記録と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は5万2,000円となっている。

しかし、A厚生年金基金が保管している申立人の厚生年金基金加入員台帳によると、申立期間に係る標準報酬月額は6万8,000円となっていることが確認できる。

また、当該厚生年金基金は、申立期間当ても厚生年金保険と同厚生年金基金への届出書は複写式の様式を使用していたとしている。

さらに、当該厚生年金基金の記録が訂正された形跡も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を6万8,000円に訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月15日から同年8月15日まで
社会保険事務所の記録では、A社B製作所での厚生年金保険被保険者期間は、昭和17年6月1日から20年5月15日までの期間となっているが、疎開先のC工場で終戦の玉音放送を聞いた記憶がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和16年3月から終戦の20年8月15日までA社B製作所D工場及びC工場において勤務し、その間、厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）に加入していたとしているが、社会保険事務所の記録では、同年5月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立人のA社B製作所D工場からC工場へ疎開した状況などの事実経過の説明は、具体性があり、文献の内容とも一致していることから判断すると、申立人は、申立期間において同事業所に継続して勤務していたことを認めることができる。また、同社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険加入に係る供述並びに同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

ところで、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は昭和17年6月1日に被保険者資格を取得し、20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録となっている。しかしながら、A社B製作所の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、21年当時、在職していた者

を対象に復元されたものであることが確認でき、当該被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は無い。また、年金番号を払い出した際に作成される被保険者台帳索引票には、申立人の記録が存在し、申立人の年金番号及び17年2月1日に資格を取得したことが確認できるが、被保険者資格の喪失日については確認できない。申立人の年金番号に係る被保険者台帳には、17年2月1日に被保険者資格を取得し、オンライン記録と同じ20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録となっている。一方、申立人と同日の20年5月15日に資格を喪失したとされる他の同僚の被保険者台帳の備考欄には、「一部照合済台帳 32.1.26」及び「全期間に対応する名簿 20.5.17（焼失）」と記載されていることから判断すると、当該被保険者台帳の記録は、被保険者名簿が焼失したことにより資格喪失日が確認できないことから、焼失のきっかけと推認された大空襲（20年5月14日）の翌日の20年5月15日を資格喪失日に設定したものである。そうすると、オンライン記録上の資格喪失日は、事実には則したものと認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実には則した喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、終戦まで勤務していた他の被保険者の資格喪失日が昭和20年9月1日とされていることから、同日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱い基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

三重厚生年金 事案 680

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月1日から同年9月1日まで

昭和28年5月1日から定年退職するまでA社（現在は、C社）の工場及び関連会社に継続して勤務していた。しかし、A社B工場の冷蔵庫改修工事に伴い、同社B工場からD社E工場に社名変更された時期の厚生年金保険の加入記録が無い。この間も健康保険証は従前の健康保険証を継続して使用していた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人は、昭和45年8月1日にA社B工場の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年9月1日にD社E工場の資格を取得している。

しかし、申立人及び同僚は、申立期間はA社に在籍したまま出向していたと供述しており、C社の照会結果及び同僚の供述により、A社B工場とD社E工場が関連会社であることが推認できる上、C社から提出されたA社の労働者名簿の辞令事項及び賃金関係の記録並びにC社の事務担当者から「申立人は当該事業所を退職しておらず、給与も継続して支払っていたことから、厚生年金保険料も控除されていなかったとは考え難い。」との回答があったことから判断すると、申立人は申立期間においてA社B工場に継続して勤務し（昭和45年9月1日にA社B工場から関連会社であるD社E工場に異動）、

申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和44年9月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社B工場は、申立期間は厚生年金保険適用事業所としての記録が無い。しかし、少なくとも、同社B工場から転属された5人の従業員が在籍していたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に喪失の届出を誤って行ったと認められることから、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日を昭和25年6月10日に、資格喪失日を同年9月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月10日から同年9月10日まで

私は、昭和22年10月30日にA社に入社して以来各工場への出張や転勤をすることはあっても同社で勤務していた。厚生年金保険にも加入していたのに、同社B工場で勤務していた申立期間について加入記録が無いと言われた。一度も会社を辞めていないのに加入記録が無いことに納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人は、昭和25年6月10日にA社C工場において厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、同年9月10日に再度同工場で被保険者資格を取得したこととなっている。

しかしながら、申立人の雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人の在籍証明書によると、申立人は申立期間についても継続して同社に勤務していることが確認できる上、同社が保有している社内用の社会保険被保険者異動通知の写し及び同僚の供述から、申立期間については、同社B工場で勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間以外の期間においても、A社の各地の工場に異動しているが、申立期間以外については厚生年金保険の加入記録が継続している上、申立期間直前に申立人と同社C工場において研修を受けていた複数の同僚については、同工場を異動した後においても厚生年金保険の加入記録

が継続していることから、申立人についても、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、A社が保有している申立人の社会保険被保険者異動通知によると、申立人は昭和25年6月10日に同社C工場から同社B工場に異動し、同年9月10日に同社B工場から同社C工場へ異動していることから、申立人の同社B工場における資格取得日を同年6月10日、資格喪失日を同年9月10日とし、申立期間の標準報酬月額については、同社C工場に係る25年5月の社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格喪失の届出も提出される機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場の資格喪失日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月30日から同年4月1日まで

私は、中学校を卒業後、昭和33年4月1日にA社（現在は、C社）の事業所内職業訓練所に3年間入所し、36年4月1日に同社D工場に配属となった。同社を退職した38年12月20日までは継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所の記録では1か月の空白期間があり納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人は、昭和36年3月30日にA社B工場の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年4月1日に同社D工場の資格を取得している。

しかし、C社から提出されたA社D工場の申立人に係る厚生年金被保険者台帳には、退職をうかがわせる記載も無い上、C社から「A社を途中退社していないと思う。」との回答があった。

また、申立人と同時期にA社B工場から同社D工場に異動している同僚は「申立人は職業訓練所の同級生であり、私と同日にA社B工場から同社D工場に配属された。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和36年4月1日にA社B工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認めら

れる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和36年2月の社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

三重厚生年金 事案 683

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 51 年 12 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していない旨の回答をもらったが、私は申立期間にA社で勤務し、健康保険証を使用した記憶もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人がA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、当該同僚は「申立人は正社員ではなく、下請業者であったと思う。」と供述している。

また、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和 48 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、申立期間のうち同年 9 月 1 日から 51 年 12 月までの期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所ではない上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が居住している市が保管している国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間のうち、A社とは別の事業所で厚生年金保険に加入していた昭和 49 年 3 月 21 日から同年 10 月 31 日までの期間を除く期間において国民年金に加入しており、このうち 45 年 4 月及び 5 月は国民年金保険料の現年度納付済期間、45 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 7 月から 49 年 2 月までの期間及び同年 10 月から 51 年 12 月までの期間は申請免除期間となっている。

加えて、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間について、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 684

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 1 月 4 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間にA事業所の臨時雇用として工事監督事務所で勤務していた。申立期間当時の給与明細書等の資料は無いが、給与から雇用保険料や健康保険料と共に厚生年金保険料が控除されていた記憶がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びA事業所の上司等の供述により、申立人が申立期間に同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A事業所は、昭和 41 年 5 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、申立期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A事業所を継承しているB事業所に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が申立期間におけるA事業所の上司及び申立人の後任者であるとしている二人に照会したものの、当時の同事業所における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

加えて、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に任意加入しており、国民年金保険料の現年度納付済期間（付加保険料も納付）となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 9 月 1 日から 11 年 10 月 1 日まで

私は、A社に継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いというのはおかしい。勤務条件の変更も無く、申立期間は国民健康保険に加入したことも無い。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びA社から提出された賃金台帳により、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成 10 年 9 月 1 日、資格取得日は 11 年 10 月 1 日となっており、これは社会保険事務所の記録と一致している。

また、A社から提出された平成 10 年及び 11 年の申立人に係る賃金台帳によると、申立期間において給与は支給されているものの、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、A社から「当時は、高齢の従業員を厚生年金保険被保険者としておらず給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」との回答があった上、申立人及び申立人と同日に同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚 7 人については、いずれも年齢が 60 歳以上となっている。

加えて、申立人は、申立期間において国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 31 日から 47 年 11 月 1 日まで
私は、A事業所に正社員で入社し、フロント係やインストラクターなどをして1日8時間勤務していた。同社では1年半は働いたので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は、昭和 48 年 6 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、当時、A事業所の運営を行っていたとみられるB社に申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「A事業所は当社の当時の社長が個人的に経営していたものであり、社会保険等の手続については別途行われていたため当該事業所に関する資料は残っていない。当時の社長は高齢等で話が聞ける状態には無い。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は当時のA事業所における同僚の氏名等を覚えていないため、社会保険事務所の記録により確認できる申立期間に同事業所において厚生年金保険被保険者であった9人のうち連絡先が判明した6人に照会したところ、いずれも申立人のことを記憶していない上、当時の同事業所における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述も得られなかった。

さらに、A事業所における申立人に係る雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 7 月 21 日から同年 9 月 1 日まで
② 平成 2 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

A社について、平成 2 年 7 月に会社とトラブルを起こし、それ以降出社していなかったため、会社が被保険者の資格を喪失させたものと考えているが、同社に同年 8 月 31 日まで在籍していたと思うので、申立期間①について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

B社について、同社に在職中の平成 2 年 10 月中旬には同年 11 月 1 日からC社に入社することが決まっていたので、それに合わせて資格喪失届を出してほしいと会社に告げていたので、資格喪失日が 10 月 31 日となっているのは、事務手続上の誤りと考えられるので、申立期間②について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は、A社には平成 2 年 7 月ごろから出社していないとしている上、同社における申立人の雇用保険の加入記録によると、離職日は同年 7 月 20 日となっており、社会保険庁の記録と一致している。

申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、申立人の被保険者資格の喪失日は平成 2 年 10 月 31 日として届出しており、同年 10 月分の厚生年金保険料は控除していないとの回答があった。

また、B企業年金基金が保管している申立人自筆の退職願によると、当該退職願は平成2年10月29日に提出されており、退職希望日は同年10月30日と記載されている上、B社が保管している退職簿、B健康保険組合の記録及び雇用保険の加入記録共に、申立人の退職日は同年10月30日となっており、社会保険庁の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。